

沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特定地域経営支援対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3経営第3157号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づいて行う沖縄農業対策事業に要する経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）につき、市町村等（別表に掲げる事業実施主体を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「県交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業、経費及び補助率)

第2条 交付の対象となる事業（以下「事業」という。）、経費及びこれに対する補助率は別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3条 別表の区分間の経費の相互間における流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に通知する日までに沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(申請の取り下げ)

第5条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受け

た日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金変更等承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する軽微な変更を除く。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第7条 県交付規則第5条第1項1号の知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業の着手)

第8条 補助事業者は、工事又は機械購入を伴う事業については、補助金交付決定の通知を受けた場合は遅滞なく着手し、着手後速やかに沖縄県特定地域経営支援対策事業に関する入札結果報告・着工届（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付決定前に着手する場合にあっては、補助事業者はあらかじめ市町村長または知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した沖縄県特定地域経営支援対策事業に関する交付決定前着工届（第4号様式）により、知事に提出しなければならない。

(事業遅延の届出、予定期間延長の承認)

第9条 補助事業者は、事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金遅延届出書（第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、速やかに沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金予定期間延長承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金概算払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

3 補助事業者（市町村を除く）は、補助金の精算払いを受けようとするときは、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金精算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第11条 補助事業者は、事業の遂行状況について、補助金の交付決定を受けた年度の第3四半期の末日現在における沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金遂行状況報告書（第9号様式）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 知事は、前項の規定に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該事業の遂行状況報告を求めることができる。

（竣功届）

第12条 補助事業者は、工事が完了したときは、速やかにその旨を沖縄県特定地域経営支援対策事業に関する竣功届（第10号様式）により、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、事業が完了したとき（第6条第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から起算して20日を経過した日又は事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金実績報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金年度終了実績報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第14条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項による補助金の返還において、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第15条 補助事業者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13条第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、第6条第1項第3号による事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費（事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第18条 県交付規則第20条第2号の規定に定める財産は、1件当たり取得金額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第19条 補助事業者は、事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第20条 補助事業者は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（第14号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び次条の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第21条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金調書（第15号様式）を作成しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第22条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3条、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条から第17条、第19条及び第20条の

規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、交付規則、県交付規則、交付等要綱及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号の規定による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号の規定により契約しようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札者」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（第16号様式）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、

間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業者に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金調書（第15号様式）を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

- 4 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、知事の交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
- 6 補助事業者は、第1項第3号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の県補助金相当額を県に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の県補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の県補助金相当額の全部を県に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の県補助金相当額を県に返還しなければならない。

（書類の経由）

第23条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄農業改良普及センター又は農林水産振興センターを経由しなければならない。

ただし、基盤整備を内容とする事業にあっては、所轄農林土木事務所又は農林水産振興センターをあわせて経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算から適用する。
- 2 沖縄県強い農業づくり交付金交付要綱（平成22年5月28日制定）別表「区分」欄の「1 農業・食品産業強化対策整備交付金（2）経営力の強化」における「経費」欄の「(1)特定地域経営支援整備」に係る事業であって、平成22年度までに事業実施計画の承認を受け、かつ、当該事業実施計画に基づき、平成23年度以降も事業実施を予定している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。

別表

区分	経費	補助率	事業実施主体	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 整備事業	<p>1 沖縄農業対策事業費 交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1)生産基盤整備及び施設整備に要する経費の補助に要する経費 ア 区画整理 イ 用排水整備 ウ 農道 エ 農地保全整備 オ 建物用地整備 カ 交換分合 キ 体験農園整備 ク 新規就農者研修施設 ケ 高生産性農業用機械施設 コ 乾燥調製貯蔵施設 サ 育苗施設 シ 農畜産物集出荷貯蔵施設 ス 農畜産物処理加工施設 セ 高品質堆肥製造施設 ソ 農業用水施設 タ 新技術活用種苗等供給施設 チ 経営継承円滑化支援施設 ツ 農業資材保管施設 テ 農業機械高度利用施設 ト 農林漁業体験施設 ナ 産地形成促進施設 ニ 地域食材供給施設 ヌ 総合交流拠点施設 ネ 地域農業管理施設 ノ 経営高度化支援施設</p> <p>(2) 附帯事務費 市町村が(1)の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務経費</p>	<p>2/3以内 ただし(1)ケの高生産性農業用機械施設(温室(平張施設含む。))に限る。)、(1)シの農畜産物集出荷貯蔵施設及びこれらに附帯する施設整備については7.5/10以内、特定地域経営支援対策事業実施要領第2の2の(2)のウの(ウ)に定める団体が事業実施主体となる場合については1/3以内</p> <p>1/2以内</p>	<p>1 市町村 2 農業協同組合 3 農業協同組合連合会 4 土地改良区 5 土地改良区連合 6 農業委員会 7 農業者等の組織する団体 8 第3セクター等 9 その他知事が別に定める要件を満たす団体</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>
2 推進事業	<p>1 沖縄農業対策事業費 交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1)機械の導入費の補助に要する経費 ア 体験農園整備 イ 新規就農者研修施設 ウ 高生産性農業用機械施設 エ 乾燥調製貯蔵施設 オ 育苗施設 カ 農畜産物集出荷貯蔵施設 キ 農畜産物処理加工施設 ク 高品質堆肥製造施設</p>	<p>2/3以内 ただし(1)ウの高生産性農業用機械施設(トラクター、さとうきび収穫機に限る。)、(1)カの農畜産物集出荷貯蔵施設及</p>	<p>1 市町村 2 農業協同組合 3 農業協同組合連合会 4 土地改良区 5 土地改良区連合 6 農業委員会 7 農業者等の組織する団体</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>

別表

	<p>ケ 農業用水施設 コ 新技術活用種苗等供給施設 サ 経営継承円滑化支援施設 シ 農業資材保管施設 ス 農業機械高度利用施設 セ 農林漁業体験施設 ソ 産地形成促進施設 タ 地域食材供給施設 チ 総合交流拠点施設 ツ 地域農業管理施設 テ 経営高度化支援施設</p> <p>(2) 推進事務費 市町村が(1)の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務経費</p>	<p>びこれらに附帯する施設整備については7.5/10以内、特定地域経営支援対策事業実施要領第2の2の(2)のウの(ウ)に定める団体が事業実施主体となる場合については1/3以内</p> <p>1/2以内</p>	<p>8 第3セクター等 9 その他知事が別に定める要件を満たす団体</p>		
--	--	---	---	--	--

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので沖縄県特定地域経営支援対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、特定地域経営支援対策事業費補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

} 様式は次のとおりとする。

沖縄農業対策事業 別紙A

(別紙A) 沖縄農業対策事業

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 事業の内容

地区名		〇〇市町村 〇〇地区		計画認定年度	年度		工 期		経 費 の 配 分			担保 金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他	備 考
区分	事業主体名	施設等名	整備の内容	施工箇所 又は 設置場所	受益 戸数	事業量	着 工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	総 事 業 費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			
										県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
1 整備事業									円	円	円	円	除税額 円 うち県交付金 円
2 推進事業													除税額 円 うち県交付金 円
計							事 業 費						
							附帯事務費						
							推進事務費						
							合 計						

添付書類 a 土地基盤整備事業（区画整理、用排水整備に係るものに限る。）にあつては地区における補助金の振分け基準を記載した書面を添付すること。
b 附帯事務費、推進事務費については、内訳明細書を添付すること。

- (注) (a) 本表は、原則として実施地区ごとに一葉として作成すること。
 (b) 事業主体及び施工箇所又は設置場所の欄には具体的な固有名称を記入すること。
 (c) 工期の欄には、交付申請書にあつては着工及びしゅん工予定年月日を、実績報告書にあつては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること。
 (d) 備考欄には、工種又は施設区分ごとの交付率を記入するとともに、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県交付金 〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 免税事業者
 簡易課税制度の適用を受ける者
 地方公共団体の一般会計
 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
 (e) 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合には（又は融資を受けた場合には）、金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額（又は融資を受けた金額）、償還年数その他必要な事項を記入すること。

(2) 市町村附帯事務費

ア 地域マネジメント組織

地域マネジメント組織（部会等）の名称	構成員の範囲	構成員数

イ 附帯事務費の内訳

区 分	経 費	積 算 の 基 礎
共 済 費 報 償 費 旅 費 報 酬 職 員 手 当 等 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費	円	<内訳> 単価×人数×期間 単価×人数 ○○会議主席：回数、人数、 費用弁償（会計年度任用職員）：単価×人数×期間 ○○業務：単価×人数×期間 単価×人数 消耗品費 ○千円、印刷製本費 ○千円 通信運搬費：○○、○千円 ○○使用料：単価×台数×期間 単価×台数
計		

(注) 整備施設等ごとに記入すること。

(3) 市町村推進事務費

ア 地域マネジメント組織

地域マネジメント組織（部会等）の名称	構成員の範囲	構成員数

イ 推進事務費の内訳

区 分	経 費	積 算 の 基 礎
共 済 費 報 償 費 旅 費 報 酬 職 員 手 当 等 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費	円	<内訳> 単価×人数×期間 単価×人数 ○○会議主席：回数、人数、 費用弁償（会計年度任用職員）：単価×人数×期間 ○○業務：単価×人数×期間 単価×人数 消耗品費 ○千円、印刷製本費 ○千円 通信運搬費：○○、○千円 ○○使用料：単価×台数×期間 単価×台数
計		

(注) 整備施設等ごとに記入すること。

(別紙)

事業概要			交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
市町村名	事業実施主体名 及び地区名	事業内容 及び事業量	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
			○農協	○○資金	○○○○円	○年	

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負 担 区 分			備 考
		県交付金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
1 整備事業 2 附帯事務費 3 推進事業 4 推進事務費	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定（又は完了）年月日 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
ア 県補助金 イ 市町村費	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
ア 整備事業（県補助金＋市町村費） うち附帯事務費 イ 推進事業（県補助金＋市町村費） うち推進事務費	円	円	円	円	
合 計					

(注) 収入の合計と支出の合計は、一致すること。

6 添付資料

交付申請の際は市町村の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 補助金交付規程は、間接補助事業にのみ添付すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
3 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

実績報告書の際は以下の資料

- (ア) 財産管理台帳の写し及び各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
(イ) 補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

第2号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記（注2）

- (注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載様式は、第1号様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があったものだけに添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業に関する入札結果報告・着工届

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名又は 工事等の契約名	
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の所属・役職 ・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び入札 価格（税抜）	円
	円
	円
	円
入札執行回数	回

落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税込)	円
契約年月日	年 月 日
着工住所	
着工年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

第4号様式（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業に関する交付決定前着工届

沖縄県特定地域経営支援対策事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業名	事業実施主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金遅延届出書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業は下記の理由で（予定期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

第6号様式（第9条第2項関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金予定期間延長承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあ
った事業は下記の理由で当初予定期間内に完了できないので、予定期間の延長を承認
して下さるよう申請します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業内容
- 3 着手年月日
- 4 当初完了予定年月日
- 5 承認を受けようとする延長期間
- 6 事業が予定期間内に完了しない理由
- 7 事業遂行状況

経 費	予定事業量	今回の出来高	備 考
		%	

（注）経費の欄には、別表の経費を記入すること。

区分	補助事業に要する経費	県補助金 (A)	補助金の9割相当額	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)+(C)		事業完了 予定日	備考
				金額	出来高	金額	月 日までの 予定出来 高	金額	3月31日 までの予 定出来高		
	円	円	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 第10条第1項ただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、件名に「兼遂行状況報告書」を加え、本文に「併せて、同要綱第10条第1項ただし書の規定に基づき、第〇・四半期の遂行状況を報告する。」を加えるとともに、「既受領額 (B)」欄の右に「遂行状況報告 (第〇・四半期末の出来高)」欄を追加し、記載すること。

第9号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 区分欄には、第1号様式の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

第10号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業に関する竣功届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあったこの事業について、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費 (円)	
着工住所	
着工年月日	
関係法令検査年月日	
	〇〇法
竣功検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

(注) 請負人等からの完了届の写しを添付すること。

第11号様式（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定によりその実績を報告します。

（また、併せて精算額として沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

（注）記の記載要領は第1号様式の記載要領に準ずる。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	県補助金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越 分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了 分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

番 号
年 月 日

沖縄県知事殿

申請者住所
団 体 名
代表者氏名

年度沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号により交付決定通知のあった
沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金について、沖縄県特定地域経営支援対策事
業費補助金交付要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 沖縄県補助金等の交付に関する規則第13条の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることが確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度			年度		農林水産省所管交付金名				処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業 区 分	事業の内容					工期		経費の配分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月 日		処分の 内容
	事業種目 (事業細目)	事業実施 主体	工種、 構造施 設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総事業費	負担区分							
									国補助金	県補助金	市町村費				その他	
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称、又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

〇〇年度
農林水産省所管

沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金調書

県			地 方 公 共 団 体 名													備考
			歳 入			歳 出										
補助事業名 ※1	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 補助金 相当額	うち県補 助金相当 額	支出 済額	うち国庫 補助金 相当額	うち県補 助金相当 額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額	うち県補 助金相当 額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇〇費																
〇〇費																
その他																

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び沖縄県の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

4 間接補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。